

平成19年度次世代育成支援行動計画実績について							
	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付することで、母親、父親としての意識の啓発を図る。又、この機会に保健相談を行うことにより妊娠・出産に対する不安の軽減を図る。 (実施方針) 妊娠前期に効果的な保健指導を行い、妊娠・出産に安心して望めるようにサポートする。 (対象) 届出た妊婦・夫・家族	妊娠20週以降の交付数減少 出産後交付0件	健康増進センター	交付総数: 466 妊娠20週以降の交付数: 14件 出産後交付数: 0件	妊娠20週以降の交付数は昨年度とほぼ変わらないが、出産後の交付数は減少した。母子健康手帳交付時に配布するものが多く、妊婦との個別面接相談を実施している。	継続実施
2	妊婦委託健康診査	妊婦の疾病予防・早期発見のために、妊娠前期と後期の2回、医療機関に委託して実施している。 (実施方針) 医療機関との連携を強化する。 (対象) 妊婦	受診率95%以上	健康増進センター	受診率 前期: 90.4% (受診者406名) 後期: 91% (受診者423名)	受診率が低下している。医療機関委託健診のため、委託契約できない医療機関(他県など)などもあるが、妊婦健診の重要性を、母子健康手帳交付時に妊婦への保健指導を通して徹底する。	拡充して継続 回数を2回から5回に増やす
3	超音波検査	35歳以上の妊婦について、超音波による検査を行う。 (対象) 35歳以上の妊婦	継続	健康増進センター	61名に実施	年々、35歳以上で妊娠出産する女性が増えている。安全な出産のため、健診での超音波検査は大切である。	35歳以上の制限を廃止し、全ての妊婦に実施する No2妊婦委託健診に統合
4	B型肝炎母子感染防止事業	B型肝炎ウィルスの母子感染を起こすおそれがある妊婦を発見し、その妊婦から出生した子に対し適切な予防措置を講ずる。 (対象) 妊婦	継続	健康増進センター	対象者: 446名 受診数: 406名(90.4%)	安全な出産をサポートするだけでなく、母子感染を防止する。	継続実施
5	妊婦訪問指導	健診での有所見者や、その他必要・要請に応じて妊婦の自宅を個別に保健師・助産師が訪問する。 (実施方針) 有所見者が増加していることから、予防のための生活指導を強化していく。 (対象) 訪問が必要な妊婦	継続	健康増進センター	若年初妊婦: 6人 高年初妊婦: 7人 出産後の双子: 6人 その他訪問が必要な妊産婦: 4人 子育てアドバイザー 5人	ハイリスクの妊産婦に対して、専門的支援を早期から行うことで、効果的な子育て支援につながった。また、虐待予防や早期発見などの意義も大きい	継続実施
6	新生児訪問指導	親の育児不安が強い新生児期に、助産師が訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の確認、保健指導を行う。 (実施方針) 安心して育児できるように支援していく。 (対象) 訪問希望者	継続	健康増進センター	訪問指導回数: 35回	新生児希望者に対して、助産師などの専門的支援を行うことで、母親の育児不安の軽減につながっている	継続実施
7	育児セミナー	父親・母親(現在妊娠中)になる方のために、育児に関する夫婦参加のセミナーを開催している。 (実施方針) 若年・高齢初妊婦と夫の参加を呼びかけていく。 (対象) 妊婦と夫	継続	健康増進センター	6回実施 参加夫婦: 41組	受講者が年々減っているが、参加者からの満足度や評価も高いことより継続する。開催方法については検討が必要。	継続実施

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
				実績	事業に対する補足説明	
8 子育て情報の総合的な提供	母子健康手帳交付時のパンフレット配布,市のHP,子育て支援情報誌の作成と発行,広報などを利用して,母子保健サービス,子育て支援サービス情報を提供する。 (実施方針)必要な情報を随時入手・提供できるよう努める。 (対象)妊婦および保護者全員	内容の充実	健康増進センター	母子健康手帳交付時に,妊娠・育児に関するパンフレット・資料,ほか子育て支援情報誌550部配布,市のホームページや広報誌によって情報提供。	転入者を把握した時点にも子育て支援情報誌を配布し,助かっているとの声あり。保護者のニーズを把握しつつ,最新の情報を提供できるよう努める。他課との連絡調整を図り提供していく。	継続実施 出産後の乳児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)の際に持参するよう変更予定。
			社会福祉課	社会福祉課の窓口には各保育園,幼稚園及び各種施策のパンフレットを配置した。子育て支援センターでは,ホームページを開設するとともに「ばば通信」を活用し,情報を提供した。	パンフレットを配置したことにより各施設及び事業を普及することができた。ホームページによる情報の提供を実施したことにより,来庁せずに自宅にいながら情報を得ることが可能となった。関係する人全てに情報が届くように工夫する。	継続実施
9 母子保健健康教室	子育て意識の啓発を図るとともに,育児不安を軽減し,保護者が自信を持って自分らしく子育てできるよう支援する。 (実施方針)教室参加者を増やしていく。 (対象)乳幼児とその保護者	継続	健康増進センター	2回実施。乳幼児を持つ保護者を対象。42人参加 1回は,子どもの心の健やかな発達 1回は,子供の病気の理解と対処 心理士や小児科医の講話を実施した。 (1回から2回に増加)	乳幼児を持つ保護者が参加しやすいよう,会場は子育て支援センターを利用し,保育付で保護者が安心して参加出来るよう配慮した。	継続実施
10 育児学級「すくすくっ子」教室	保護者の育児不安の軽減及び保護者同士の交流の場とする。 (実施方針)育児不安の軽減や仲間づくりの場としての支援を行う。 (対象)生後1カ月～生後5カ月未満	2回1コースを年3回	健康増進センター	年4回実施 親子:65組の参加 (3回から4回に増加)	参加者の満足度や評価も高く,育児不安の軽減や,保護者同士の交流などの子育て支援へつながっている。	継続実施
11 ブックスタート事業	絵本に秘められた豊かな言葉を活用し,乳児期から優しく言葉をかけ,絵本を見ながら親子が触れ合う環境を整える事により,赤ちゃんの限らない可能性をのびすことを目的とする。 (実施方針)健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせを実施するとともに,絵本をとおして親子のきずなの強化を図る。 (対象)市内在住の乳幼児	継続	図書館	毎月のブックスタートにおいてゆうき図書館の説明を行い,利用案内と乳幼児向け絵本案内を配布した。	ブックスタートの目的と図書館の役割を周知し,図書館を活用してもらえようPRを行った。	継続実施
			社会福祉課	生後3ヶ月のBCG予防接種に合わせて実施 月1回 延べ年12回 対象者 494人 絵本2冊・イラストアドバイス集・図書館の案内を布バッグに入れプレゼントをした。	ボランティアの協力による読み聞かせを実施することにより,絵本を解して,乳児と接することで健やかな成長を育むことができた。	継続実施
12 乳児健康診査	乳児の健康の保持増進と育児支援のため,発育・発達の節目に健康診査を行い,疾病の予防,発育・発達の確認および異常の早期発見に努める。 (実施方針)母子健康手帳交付,5カ月児健診時の勧奨を強化する。 (対象)乳児(3～6カ月児・9～11カ月児)	受診率80%	健康増進センター	受診率 前期・86.5%(対象者:466名,受診者403名) 後期・71.5%(対象者:466名,受診者333名)	母子健康手帳交付時や5ヶ月児健診時など保護者の意識付けに効果の上がると思われる機会を利用し,受診を勧奨した結果受診率が大幅に上昇した。5ヶ月児健診の問診表で,前期受診有無の確認を受診者全員に行っている。	継続実施
13 5カ月児健康診査	乳児の疾病や障害の早期発見に努め,早期治療に結びつけると同時に,発達発育,栄養,むし歯予防,予防接種等の育児に関する指導を行うことで,保護者の育児不安を軽減する。 (実施方針)健診内容をニーズにあったものとする。育児支援型健診へ変換していく。 (対象)5～6カ月児	受診率95%以上	健康増進センター	12回実施 対象者:487名 受診者:471名 受診率:96.7%	高い受診率を維持することができた。未受診者対策の子育てアドバイザーによる訪問勧奨の効果が高く,未受診把握にもつながっている。	継続実施

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
14	1歳6カ月児健診	運動機能・視聴覚等の障害、精神発達等の遅延等障害をもった児の早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣の自立、生活環境への援助、むし歯予防、栄養その他の育児に関する援助を通して子どもの積極的な健康づくりを支援する。 (実施方針) 未受診者対策を強化するとともに、保護者の育児力を助長させるような健診の内容検討・充実を図る。 (対象) 1歳6カ月児	受診率96%以上	健康増進センター	12回実施 対象者:405名 受診者:394名 受診率:97.3%	未受診者へは受診勧奨の電話をし、それでも受診しない保護者に対しては、子育てアドバイザーの訪問による受診勧奨をしている。3回訪問しても不在・連絡付かず、という未把握者は4名のみと未把握者数は少なくなった。	継続実施
15	3歳児健康診査	幼児の心身発達のうえで最も大切なこの時期に総合的な健康診査を実施し、心身の異常を発見するとともに、生活全般において指導を行う。 (実施方針) 要フォロー者対策を強化し、心身の健やかな成長を支援する。 (対象) 3歳4カ月児	受診率93% 年間12回	健康増進センター	12回実施。受診率95.6% (対象者:459名, 受診者:439名)	受診率は目標値を大きく上回った。う歯の罹患率は、前々年度より10%大幅減を維持できている。言葉や発達のおくれ等の要フォロー児に対しても、保健師の訪問等がかかわるようにし、継続フォローの強化に努めている。	継続実施 未受診者には、子育てアドバイザーの訪問で勧奨する。また、要フォロー児において、適切なかわりやサービスが提供できるよう、継続的な支援を心がける。
16	各種予防接種	予防接種法で定められている疾病の予防接種を、毎年年間計画を立て実施している。 (集団接種) ポリオ, BCG (個別接種) 三種混合, 二種混合, 麻しん, 風しん, 日本脳炎 (実施方針) 予防接種健康被害を防止するために、個別接種を推進する。 (対象) 乳幼児, 小学生, 中学生	BCG96.2% ポリオ100% 三種混合90% 二種混合98.7%	健康増進センター	BCG 97.9% ポリオ 93.5% 三種混合 89.7% 二種混合 63.2% 麻しん風しん混合 88.4%	接種率向上のため健康カレンダーの作成配布、個人通知、再勧奨通知、広報等予防接種への意識啓発に努めている。	継続実施
17	母子訪問指導	継続フォロー者・健診未受診者など必要な家庭に対して訪問を行い、効果的な保健指導をすることで、保護者の育児及び、子どもの成長をサポートする。 (対象) 継続フォロー者・健診未受診者など	継続	健康増進センター	子育てアドバイザー 5名 乳幼児健診未受診訪問:101件	健診未受診者に対して訪問し、状況の把握及び健診勧奨を行い、効果を上げている。	継続実施 訪問指導に加え「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後4ヵ月までの家庭の全戸訪問を導入。
18	乳幼児救急法教室 事故防止対策事業	保護者が誤飲予防、事故防止の正しい知識を習得すると共に、蘇生法が実行できるよう援助する。 (実施方針) 保護者の習得を目指し、実習内容の強化をする。 (対象) 乳幼児とその保護者	継続	健康増進センター	年間開催 5回 延参加人数 82人 (乳幼児保護者45名, 幼児4名, 乳児3名) 結城消防署にて実施。 救急救命士より指導。	実習に時間をかけ、成人・乳幼児と心肺蘇生等応急処置を体験し、習得しやすいよう配慮した。また、子育てサポーターの協力を得、保護者が安心して参加できるよう保育付で実施した。	継続実施 乳幼児に多い事故の予防についての講話を加える。
19	保育所(園)・幼稚園と連携した、要フォロー者の支援 (保育所(園)・幼稚園との連携の強化)	関係機関同士の情報交換、協力体制構築により、子どもの成長に適したサポートやニーズに応じたサービスを提供する。 (実施方針) 健診等により把握した要フォロー者・未受診者について、連絡票の作成、定期的な連絡会等により、支援体制を確立していく。 (対象) 関係機関	継続	健康増進センター	随時、要フォロー者の情報交換及びケース会議を開催。	随時、要フォロー(乳幼児健診未受診者、健診事後フォロー者等)の情報交換を行い、ケース会議に参加した。	継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
20	小中学校養護教諭連絡調整 (学校保健業務との連携の強化)	生涯にわたる健康づくりを支援するために学校保健との連携を図り、学童期からの様々な問題に対応していく。 (実施方針) 市内全学校と連携し、早急に取り組む必要がある課題を検討する。 (対象) 小中学校養護教諭, 学校教育課, 生涯学習課等の関連課	継続	【複】学・健・生 学校教育課 健康増進センター 生涯学習課	随時, 児童生徒の情報交換及びケース支援会議を開催・各学校保健委員会への出席	連携を図り個別の問題に対応。	継続実施
21	2歳児歯科健康診査	乳歯の萌出時期であり, むし歯に罹患しやすい時期でもあるため, 保護者にむし歯予防への意識づけをすることで, 3歳児でのむし歯罹患率の低下を図る。また, その他の疾病等の早期発見および早期対応, 栄養面や育児等の援助を行う。 (実施方針) フッ素塗布導入を検討する。 (対象) 2歳6カ月児	むし歯罹患率 20% むし歯有り者数 80名 むし歯有り者 平均本数3.5本	健康増進センター	虫歯罹患率: 24% 虫歯罹患患者数: 82名 虫歯有り者平均本数: 3.7本 受診率: 80%超	虫歯予防に関するおやつ指導や保護者の仕上げ磨きの方法, 歯質向上のためのフッ素塗布を実施している。未受診者へは, 受診勧奨の葉書を通知している。1歳半での法的健診後の独自健診であるが, 言葉や習慣の形成などのチェックポイントともなり, 有効な健診でもある。 未受診者への受診勧奨の継続や虫歯を作らないという保護者意識を高めるため, 広報で啓発を図っていく。	継続実施
22	就学時歯科教室	就学時の保護者に対し, 口腔衛生に関する正しい知識と, 6歳臼歯の重要性について啓発するため集団教育を行う。 (実施方針) 内容の充実を図りながら, 継続して実施していく。 (対象) 就学時の保護者	継続	健康増進センター	全小学校 9校, 参加者総数 469名	母子保健の最後の集団教育として, 就学時健康診査を受けている間に, 保護者に対して歯科衛生士より歯科保健教室を実施している。 養護教諭と連携を図りながら学校側・保護者側のニーズを確認しつつ, 教育内容の充実を図っていく。	継続実施
23	離乳食教室	適正な離乳食を推進することにより, 子どもの健全な育成につなげていく。 (実施方針) 平成17年より実施する。 (対象) 前期 4ヶ月の乳児を持つ親 後期 7ヶ月の乳児を持つ親	(17年度開始) 前期4回 後期4回 (計8回)	健康増進センター	前期4回 44組 後期4回 47組 計8回 91組	離乳食がうまく進まない, 量や硬さがわからない等, 不安やトラブルに対する対応, 対処法について, 適切な支援が行えた。	継続実施
24	3歳児健診時食生活調査	食習慣の基礎づくりの時期として, 現状を把握し, 栄養指導による正しい食習慣の普及を行う。 (対象) 3歳児健診受診者	継続	健康増進センター	12回 434名に実施	食事調査を行うことで子どもの食生活を見直すとともに, 結果を食事バランスガイドの3歳児版に記入して配布し, 食育の推進に努めている。	継続実施
25	親子料理教室	食生活改善推進員地区組織活動の一環として, 料理を通じた親子の共同体験を目的とする。 (実施方針) 食生活改善推進委員の自主的活動ができるよう, 体制づくりを進める。 (対象) 小学生の親子	健康増進センター2回 他施設3回 (計5回)	健康増進センター	3回実施 参加者 144名	子どもたちに調理を体験させることは, 創造力や集中力, 計画性を養うことにつながる。また, 食事バランスガイドを使ったゲームを行って, バランスのよい食事を指導している。	継続実施
26	保育所給食による食育の推進	保育所においては, その発達段階に応じ, 食事の大切さ楽しさ, マナー等を指導し理解させる。 (実施方針) 市内全保育所で定めた食育全体目標に沿って実施する。 (対象者) 保育所入所児童	クッキング保育11箇所 野菜の栽培収穫11箇所 給食だより11箇所	社会福祉課	クッキング保育: 8箇所 野菜の栽培収穫: 10箇所 給食だより: 11箇所 結城市保育園食育だより: 年2回発行	児童に対して, 体験を通して食事の大切さや楽しさを教えることができた。 保護者の食に対する理解が深まった。 各保育所で給食便りを配布するなど, 推進が図られた。	継続実施
27	学校における食に関する指導	学校において給食の時間, 教科指導や特別活動, 「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で, 成長期である子どもの望ましい生活習慣, 食習慣の確立を図る。	継続	【複】指・給 指導課 給食センター	全小・中学校において実施 (特別活動, 保健体育, 給食指導, 家庭教育学級)	・学級活動や, 保健体育の授業で食育に対する知識・理解を図った。 ・給食の献立に「わがやのじまん料理」, 「リクエストメニュー」を設定し, 食に関する関心を高め, 家庭への啓発を行った。 ・給食委員会活動を通して, 食品や料理について放送でクイズ等を行い児童の関心を高めた。	継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
28	発達障害児支援 (あすなる教室)	心身に障害をもった子ども達の日常生活と社会生活への適応性を図るため理学療法士等の専門的な療育指導をおこなっているあすなる教室に補助金を交付する。 (実施方針) 市外の同内容の事業を行う事業所を結城市内児童が利用する場合も支援ができる体制づくりを図る。 (対象) あすなる教室	継続	社会福祉課	あすなる教室利用者数 結城市:実利用者数308名,延利用者数1,093名 他市町村:実利用者数125名,延利用者数370名 計:実利用者数433名,延利用者数1,463名	心理発達相談員,理学療法士による専門的な早期療育個別指導を実施するあすなる教室に助成金を交付する。 他市町村からの利用者もあることから実利用者数に応じた負担を求める。 健康増進センター等の関係機関との連携を強めていくことにより障害児及び家族に対する支援の充実を図る。	継続実施
29	障害児保育	心身に障害を有する乳幼児の保育所への受入れ及び一般の乳幼児との集団保育を促進し,もって障害児の健全な社会性,情緒等の成長,発達を助長します。また,健常児の障害児に対する正しい認識を深め,障害児の福祉の増進を図るため,障害を持つ児童を保育する民間保育園に対し補助を行う。 (実施方針) 市内の保育所すべてが入所申し込みに対応できるように体制づくりを図る。 (対象) 市内全保育所(園)	継続	社会福祉課	障害児入所状況(全保育所対応可能) 公立保育所 2保育所 2人 私立保育所 2保育所 12人	障害児を受け入れることにより,障害児の健全な社会性,情緒等の成長,発達を助長し,また,健常児の障害児に対する正しい認識を深め,障害児福祉の増進に寄与した。 引き続き障害を有する乳幼児の保育所への受け入れを促進する。	継続実施
30	補装具の交付・修理費用の助成	身体上の障害を補うための補装具の購入・修理の自己負担額を補助する。(所得制限あり)	継続	社会福祉課	補装具(障害児)の交付状況 4件 補装具(障害児)の修理状況 6件	障害児の必要に応じた補装具の交付・修理を行い,補装具費の助成をしていくことで,日常生活の向上を図ることができた。	継続実施
31	斜視・弱視児眼鏡等購入修理助成	9歳以上の義務教育を受けている斜視・弱視児の矯正用眼鏡等の購入・修理費用を補助する。 (実施方針) 各小中学校を通じてPRを実施する。 (対象) 小学生・中学生	継続	社会福祉課	助成人数 7人	斜視・弱視児童が矯正用眼鏡の購入助成を受けることで,医療福祉の増進を図ることができた。	継続実施
32	障害児一時預かり事業	障害のある児童を事業所等で,親の就労及び休息時短期間預かる事業 (対象) 身体障害,知的障害,精神障害のある児童	検討	社会福祉課	日中一時支援事業として実施 延利用人数 671人	障害児の親の就労支援及び休息のために障害児を一時的に預かり,障害児及びその親の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることができた。	継続実施
33	小児救急医療体制の整備充実	休日及び夜間における小児救急患者の医療を確保する。 夜間365日 午後6時から午後10時まで (受付は午後9時まで) 日曜・祝日・年末年始 午前9時から午後5時まで (対象) 市内全域の小児	継続	健康増進センター	継続実施	市内に夜間対応の小児科医が少ない現状,緊急時の医療機関を確保するのは重要である。	継続実施
34	救急医療情報コントロールシステムの活用普及推進	茨城県と(財)茨城県メディカルセンターが医療機関からの医療情報を提供する。24時間体制で一般県民からの問い合わせに対し,救急患者の症状に合った至近距離の医療機関を案内する。 (実施方針) 広報に努める。 (対象) 一般県民	継続	健康増進センター	継続実施	市内に夜間対応の小児科医が少ない現状,緊急時の医療機関を案内するのは重要である。 子育て情報誌等で,緊急時の相談窓口等について啓発している。	継続実施
35	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医を持つことの意義について普及・啓発を行う。	かかりつけ医のいる割合の向上	健康増進センター	健診・教育・相談事業等を通し,繰返し啓発した。	健診の受診率は95%に達している,また,市内医療機関マップも家庭訪問時に周知している。	継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
36	喫煙対策事業	無煙世代が現れることを目的に、煙草を吸わないことの価値観を啓発する。 (実施方針) 保護者の積極的参加を促すよう、学校へ働きかける。 (対象) 児童・生徒及び保護者、教職員など	全小学校 パンフ配布 4年生まで拡大	健康増進センター	全小学校 第5,6年生にパンフレットの配布	喫煙経験が中学生になると急増することから、タバコに関心をもち始める小学高学年を対象に啓発活動を実施している。 保護者教育(意識改革)が必須であり、各学校との連携し、継続して実施していく。	継続実施
37	薬物乱用防止教育事業	学校においてタバコ、飲酒、シンナー、薬物等への薬物乱用防止教室を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等のなかで学習活動を行う。 (実施方針) 積極的に推進していく。 (対象) 小学生・中学生	継続	【複】指・健 指導課 健康増進センター	全小・中学校で年間指導計画に基づき実施	薬物使用の恐怖や健康への悪影響等を教え、薬物使用の予防をすることができた。	継続実施
38	公立学校内における敷地内禁煙事業	学校において児童生徒に対する喫煙防止教育(健康教育)の推進、教職員の健康管理のために、学校敷地内禁煙を推進する。 (実施方針) 平成16年度末までに学校敷地内禁煙の徹底を図る。 (対象) 小学校・中学校	(平成16年度末) 完全実施	【複】学・指 指導課 学校教育課	完全実施	完全実施しているが、喫煙者の喫煙場所は確保されていない。喫煙者の喫煙の権利についてが検討事項である。	継続実施
39	性教育事業	体や身の回りの清潔及び心身の発育発達について基礎的な知識の理解を通して生命尊重の精神を養うとともに、自己の性についての認識を深める。 (実施方針) 養護教諭、保健主事と連携し、学級担当が中心となり発達段階に即した適切な性教育を積極的に進めていく。 (対象) 小学校、中学校	継続	【複】指・健 指導課 健康増進センター	全小・中学校で年間指導計画に基づき実施	各校において、養護教諭や外部講師の活用を図った指導の実践ができた。 エイズ教育をはじめ、現代の性教育の諸問題に係る具体的な指導実践の継続が必要である。	継続実施
40	異年齢児交流等事業 (保育所地域活動事業)	児童・生徒と低年齢児とがふれあえる機会を設け、保育に関する体験学習や子育て意義に対する認識を深め、生命の尊さを学ぶ。 (実施方針) 小中学生を中心に、保育所(園)の内外を問わず園児とふれあい時間を設ける。 (対象) 小学生・中学生(・高校生)	実施保育所(園) 8か所	社会福祉課	異年齢時交流 5箇所 イベント時に未就園児や小学生がともに参加できる企画を開催した。	少子化により兄弟が少ないことから、交流により社会性を身につけることができた。 実施保育所を増やすよう協力を依頼する。	継続実施
41	要保護児童 対策地域協議会	保健・福祉・教育をはじめとする関係機関と連携したネットワークを構築する。 (実施方針) 要保護児童対策地域協議会の下に緊急時ケース検討会ができる組織を構築する。 (対象) 関係者・関係各課	(平成17年) 実施	社会福祉課	N041と42事業を統合した「要保護児童 対策地域協議会の運営」に掲載		
42	児童虐待防止 ネットワーク会議 (ケア体制の構築・実務者会議)	虐待を発見しやすい立場にいる関係者間で連携して会議を開催する。 (実施方針) 虐待が見られなくなった後の見守り、支援の体制を構築する。 (対象) 関係者	実施	【複】社・指・健・生 社会福祉課 指導課 健康増進センター 生涯学習課	N041と42事業を統合した「要保護児童 対策地域協議会の運営」に掲載		

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
41(児童虐待防止ネットワーク)、42(児童虐待防止ネットワーク会議(ケア体制の構築:実務者会議))は、今後統合し、「要保護児童対策地域協議会の運営」とし掲載する。							
	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報交換や要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行う。 (実施方針) 必要に応じた要保護児童対策地域協議会の開催	実施	社会福祉課	個別ケース検討会議34回	関係者をにより構成される要保護児童対策地域協議会の発足した。 虐待児だけでなく、ひきこもり児童や不登校児童等の要保護児童についての共通の認識ができた。	継続実施
43	家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図る。 (実施方針) 人員、相談員の増員を図る。業務の周知を図る。 (対象) 子ども(0~18歳)に関する悩みや不安、心配ごとを持つ保護者	継続	社会福祉課	相談件数:97件(実件数) 相談件数の集計方法を相談回数から実相談件数に変更した 広報・ホームページ等を活用し家庭児童相談室の周知を図った。	家庭児童相談員から虐待防止ネットワークをとおして個別ケース会議を開催するなどして問題解決を図った。	継続実施
44	子育て講演会	次代を担う子どもたちが、健やかに、心豊かに育ち、また、子育てに夢と希望が持てる地域社会をつくることを目的として講演会を開催する。 (実施方針) 子育てに関する意識啓発事業として、定期的を開催していく。 (対象) 市民	定期的に開催	社会福祉課	未実施	子育て講演会としては、未実施であるが、児童虐待について、講師を呼んで、アクロスで勉強会を開催した。	子育て関連の講演会や研修会を含め事業を進める
45	市民の「通告義務」の周知	結城市お知らせ版等による児童虐待通告義務の周知を図る。 (実施方針) 要保護児童対策地域協議会において周知方法等を決定する。 (対象) 市民	継続	社会福祉課	お知らせ版、ホームページ等で周知している。	他の効果的な方法も検討する	継続実施
46	児童虐待防止のための広報啓発	児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進める。 (実施方針) 要保護児童対策地域協議会において周知方法等を決定する。 (対象) 市民	ホームページに常時掲載	社会福祉課	ホームページ等で周知している。 また、広報誌においても掲載しPRを実施	ホームページでの周知方法を工夫していく。	継続実施
47	児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催	児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演会を実施する。講師に関係者を招いて、虐待の事例及び通告により解決した事例等の紹介を行う。 (実施方針) 要保護児童対策地域協議会により方針を決定する。 (対象) 関係者および市民	最低年1回	社会福祉課	児童虐待防止研修会の実施 市民文化センターアクロス 参加者 126名	児童虐待の現状と対策及び結城市における現状について学習した。	継続実施

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
48	交通安全教育	実践的指導を行なうことで、交通事故を未然に防止し、幼児・児童・生徒及び高齢者に交通ルールとマナーの重要性を認識させ、交通安全に対する意識高揚を図る。 (実施方針) 直接指導者となる保護者やシルバーリーダーの方達に指導し、家族ぐるみ・地域ぐるみで交通安全の推進を図る。 (対象) 園児・幼児・児童・生徒・高齢者	継続	防災交通課	交通安全教室: 小中学校, 養護学校 14回 2,774人参加 幼児交通安全教室: 1回 667人参加 高齢者交通安全教室: 8回 479人参加	小中学校の交通安全教室は4月～5月にかけて、正しい自転車の乗り方・歩き方を中心に指導し、児童・生徒の安全を守る上で交通事故防止対策に寄与できた。また、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室においても事業の効果が図られた。  平成19年交通事故件数 (H19年1月1日～12月31日) 幼・小・中学生 19件 高齢者(65歳以上) 68件  ふれあい出前講座において実施する。また、依然として高齢者の交通事故が多く、今後は屋外での実地による高齢者交通安全教室を開催し、減少に努める。	継続実施
49	通学路安全点検	通学路の点検結果をもとに、筑西土木事務所・市(防災交通課・土木課・区画整理課・学校教育課)・警察署・母の会・安全協会を中心に通学路安全点検を実施し、環境整備を進めることにより安全な通学路の推進を図る。 (実施方針) 通学路の整備・見直し・点検を実施。 (対象) 毎年1校を選定して実施	継続	【複】防・学 防災交通課 学校教育課	結城西小学校通学路の安全点検 教諭・PTA・児童の意見に基づき、関係機関団体の協力の下、点検を実施し、改善が必要な箇所については通学路の整備を図った。	通学路安全点検は毎年1校を対象として実施しており、対象校に対しての効果は大きい。また、通学路安全点検とは別に改善等の要望があれば順次現地調査を行い交通安全施設の向上に寄与していく。	継続実施
50	街路灯・防犯等の設置	学校指定の通学路となっている箇所において、学校長から申請のあった箇所について設置基準を満たしていれば、通学路街路灯の設置工事及び修繕を行う。また、自治会長から防犯灯の設置に対する補助申請があれば現地を確認し補助基準を満たしていれば、設置費の補助を行う。 (実施方針) 市内小中学校及び各自治会と相互協力を図りながら交通安全を推進していく。 (対象) 市内全域	継続	防災交通課	通学路街路灯 10基設置 (うち赤色回転灯1基設置) 修繕件数 371件 防犯灯補助件数 23件	(通学路街路灯) 市内小中学校12校へ通学路街路灯設置要望調査を依頼し、提出された要望箇所を現地確認し、危険な箇所へ街路灯を設置し児童・生徒の登下校時における安全確保に寄与した。(防犯灯補助) 予算の範囲内において、設置費の補助を行なうことで、安全で住みやすいまちづくりの推進が図られている。	継続実施 通学路街路灯は、要望調査を廃止し、要望のつど現地確認し危険箇所への街路灯の整備を図る。
51	交通安全対策事業	パンフレット及び啓発品等の配布さらに市お知らせ版などで、交通事故防止の呼びかけをドライバー・市民に対し広報する。また交通安全の立哨指導活動を行なう。 (実施方針) 各交通関係機関団体の協力のもと啓発品等の配布及び立哨指導活動を実施する。 (対象) 市内通行車両ドライバー及び市民	継続	防災交通課	春・夏・秋・年末の4回 (パンフレットや啓発品の配布) 高齢者交通安全教室・高齢者世帯訪問等 2,500世帯 3,691人	各季交通安全キャンペーン時にドライバーに対し、パンフレットや啓発品の配布を実施し交通事故防止に寄与できた。また、高齢者交通安全についても事業の効果を図ることができたので、今後も市民一人ひとりに推進していきたい。	継続実施
52	事業所等への安全運転徹底の要請	各種広報資料・広報用品を協賛・作成し各事業所及び一般に配付し、普及高揚を図る。 (実施方針) 優良事業所の表彰等を行うことで、安全運転管理業務の充実を強化する。 (対象) 各交通関係機関団体	継続	防災交通課	春・夏・秋・年末の4回 (各交通関係機関団体の協力のもと、パンフレットや啓発品を配布した。) 各季交通安全運動期間中に安管だよりを発行した。	各交通関係機関団体の協力を得ながら市民やドライバーに対してパンフレットや啓発品の配布を行い、交通事故防止に寄与できた。また、事業の効果が図られたので今後においても事業所への交通事故防止を推進する。	継続実施 事業所における更なる交通安全運動を推進することを目的に安全運転競技大会を実施する。

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
53	チャイルドシートの貸与と購入費補助	チャイルドシート貸出と購入費の補助を行なうことで、経済的負担の軽減を図り安全を願うとともに、チャイルドシートの利用しやすい環境づくりを推進する。 (実施方針)チャイルドシートの重要性の認識が低い ため、使用効果及び使用方法の普及啓発活動を展開する。 (対象)6歳未満の乳幼児の保護者	廃止	防災交通課	チャイルドシート貸出事業 102件 購入助成金事業 216件	交通安全施策として、乳幼児が乗車時、チャイルドシート装着が義務化されたことに伴い、購入助成を行うことで育児負担の軽減と早期の普及促進及び交通安全対策の推進が図れた。 購入の助成を市外販売店での購入も対象としたことにより、該当する市民に広く反映された。	平成19年度で終了
54	世代間交流事業 (交通・防犯危険箇所地図作成)	歩行者や自転車及び自動車乗車中においてそれぞれの立場から、危険を感じた(ヒヤリとした)箇所について点検、地図を作成する。 (実施方針)三世代の目線から見た点検。 (対象)全市民	三世代を対象としたマップの作成	防災交通課	江川南小学区内の高齢者・保護者・児童を対象に通学路内の交通・防犯の危険箇所の地図を作成した。	三世代の目線から危険箇所を示したことで、世代間交流の推進を図ることができ、互いに認識を深めることができた。	継続実施
55	「子どもを守る110番の家」の登録推進	「子どもを守る110番の家」には、ステッカーを表示して、子どもたちの緊急避難等に備え、事故等があった場合には子どもを保護し、警察や学校、家庭へ連絡を取るなどの対応をする。 (実施方針)通学路や子どもの遊び場周辺に設置の重点を置き、啓発や広報を行っていく。 (対象)事件が発生したとき対応できるよう、昼間に大人がいる家庭で引き受け家庭として適当であると認められるもの	継続	生涯学習課	青少年育成結城市民会議からの呼びかけや広報結城「お知らせ版」により一般公募を行った。 平成20年10月31日現在 778軒登録	当市においては、事件による駆け込みは発生していないが、今後起きない保障はないため、地域ぐるみで子どもを守る意識を高めるとともに、一件でも多く登録いただけるよう推進を図っていく。	継続実施
56	子育て環境マップ	子育て環境マップの作成活動をとおして、父母自ら参加し、身近な地域における子どもの成長環境の見直しを図り、安全な遊び場を確保する等住みよい地域づくりに貢献する。 (実施方針)各課・各機関で個別に作成しているマップを統合して、より使いやすいものとする。 (対象)関係各課・関係機関・保護者	各学校において作成	【複】社・学 社会福祉課 学校教育課	社会福祉課において事業を実施し、その後各小学校において独自に実施するための道を開いた。	児童生徒の安全を重視し、今後も更新をお願いする。	継続実施
57	防犯パトロール	地域住民が自主的に青色回転灯を装備し、地域防犯パトロールを実施することで、犯罪の抑止を図る。 (実施方針)地域防犯団体の育成に努める。 (対象)自主防犯団体	(平成17年度)実施	防災交通課	青色回転灯の装備巡回 8台 防犯サポーターによる市内巡回 職員による巡回 地域防犯ボランティア団体による巡回	2団体が市から委嘱を受け、青色回転灯による防犯パトロールを開始したことにより、地域の犯罪抑止効果は高まった。 今後は、市の委嘱を受けた地域団体が、徒歩、または自己車両により継続的にパトロール活動を実施するために必要な資機材購入費用の一部を補助する助成制度を確立する。	継続実施
58	防犯ブザーの配布	緊急的な犯罪予防対策として、小学校新1年生に防犯ブザーを配布する。 (対象者)小学校新1年生	継続	学校教育課	小学校新1年生503名に配布	防犯意識の向上と安全確保が図れた。	継続実施



事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
65	フレンドゆうの木	学校と連携し、不登校児童・生徒が抱える問題の解決や改善を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。 (実施方針) 不登校生徒が通いやすい環境を整える。 (対象) 小学生・中学生、保護者	継続	指導課	・相談員配置実績 相談員2名 相談員助手1名配置 ・相談実績 児童生徒 586回 保護者 200回 ・不登校解消率 通室生9名 解消7名 解消率77.7%	通室児童・生徒の学校への復帰ができた。 SSWと連携した電話や来所相談活動および学校へ出向いての不登校児童生徒に対する支援のレクチャーにより、不登校児童生徒の出現割合が減少した。 今後は、関係機関との連携を深め、多種にわたる問題に適切に対応できる体制づくりが課題である。	継続実施
66	地域子ども教室推進事業	結城小学校・絹川小学校を活動拠点に、当校の児童を対象に子ども達の居場所を設け、週1回の放課後(午後4時～6時)や月1回の土曜日(4時間)に、地域の大人、退職職員、大学生、社会教育関係団体関係者等を活動指導員に据え、様々な体験活動や交流活動を行う。 (実施方針) 指導者を養成し、学校を拠点とした地域子ども教室を開設し、子どもの安全な居場所づくりをめざす。 (対象) 結城小学校・絹川小学校の児童(登録者)	他小学校に拡大 年30～40回	生涯学習課	地域子ども教室として開始した事業は今年度「放課後子ども教室」として再スタート。結城小学校は「玉岡ふれあいスクール」46名:32回実施。絹川小学校は「きぬがわふれあいスクール」53名:21回実施。結城西小学校においては学校側と会議をもち、「くすのきふれあいスクール」として、平成19年10月19日より開始し、39名:10回実施。	地域ボランティアの方々の協力を得て、「玉岡」:毎週月曜日・月一回程度の土曜日実施「きぬがわ」:月2回金曜日に実施。「くすのき」:月2回金曜日に実施。平日は放課後のため、一斉下校の後で実施している。また、学童クラブの指導員や児童と遊ぶことも行っている。	継続実施
67	「総合的な学習」推進事業	総合的な学習の時間や理科をととして、自然環境の学習やミニトマト・稲づくりなどの栽培活動を体験的に行うことで、「ゆたかな心」を育む。 (実施方針) 栽培活動を体験する場所を確保する。 (対象) 児童・生徒	継続	指導課	市内全小中学校で実施 小学校.....3年～6年 合計430時間 中学校.....1年～3年 合計330時間	小学校では、野菜作りなど地域に密着した身近な体験活動を重視して事業を推進した。 中学校では、職業体験や高校体験など自分の将来や進路を考える具体的な体験活動として実施した。	継続実施
68	「夏の体験学習」(農業後継者育成対策事業)	トマト施設見学、トウモロコシ・キャベツ・キュウリの収穫体験。 (実施方針) 農業の対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 (対象) 市内及びJA北つくば管内の小学生と保護者	継続	農政課	・市内児童及びその保護者を集めて農産物の収穫体験を実施した。 (参加23家族)	・JA北つくば結城青年部が実施	継続実施
69	「消費者合同研修会」(農業後継者育成対策事業)	トウモロコシの収穫を体験する。 (実施方針) 農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 (対象) 市内園児	継続	農政課	・トウモロコシの定植～収穫までの体験を通して子供たちの農業に対する関心と意識の向上を図った。 (参加224名)	・市内幼稚園児、保育園児が体験学習をすることによって、将来にわたって食に対する意識が高まるので今後も継続する。	継続実施
70	ふるさと再発見事業	郷土に対する理解を深め、さまざまな交流体験をととして、心豊かな子どもたちを育成する。 ・わくわくキャンプ:子どもたちの生活体験や自然体験の充実と友達との触れ合い等の機会を提供する。 ・結城郷土かるた取大会:結城郷土かるたの普及と郷土理解及び地域間交流の促進 ・かるたのふる里探検隊:郷土かるたに描かれている名所・旧跡めぐり (実施方針) 異年齢集団における遊びを中心とした活動を企画していく。 (対象) 小中学生及び指導者・育成者	継続	生涯学習課	No70と71を統合した「ふるさと・体験事業」に記載		

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
				実績	事業に対する補足説明	
71	ふるさと探検隊	子どもたちの休日を利用した多様な体験活動に参加する機会を提供し、豊かな活動、異年齢交流などとおして、自主性、社会性、協調性を培うことを目的に、地域の歴史や自然、産業などに関する体験学習を開催する。具体的には、施設見学、天体観測、藍染体験、スポーツ体験、そばづくり、市内散歩、人権学習などを実施している。 (実施方針) 将来的には、地域子ども教室の拡充を図って、この事業を地域子ども教室推進事業で包括的に推進したい。 (対象) 小学4年生～6年生	地域子ども教室における事業継続	生涯学習課	No70と71を統合した「ふるさと・体験事業」に記載	
70(ふるさと再発見事業)、71(ふるさと探検隊)は、(ふるさと・体験事業)に統合する。						
	ふるさと・体験事業	子どもたちの休日を利用した多様な体験活動に参加する機会を提供し、郷土に対する理解を深めると共に、豊かな活動、異年齢交流などとおして、自主性、社会性、協調性を培うことを目的に、地域の歴史や自然、産業などに関する体験学習を開催する。 (対象) 小中学生	継続	生涯学習課	わくわく自然体験(筑西市五郎助山) 51人 体験フェスタ200人 結城郷土かるた取大会 個人164人、団体14チーム	H19年度No70「ふるさと再発見事業」と71「ふるさと探検隊」を統合。 継続実施
72	学校支援ボランティア活動推進事業	児童生徒に「思いやりの心」を育てるため、車椅子体験、アイマスク体験等を積極的に取り入れるとともに、老人ホーム訪問や養護学校等の交流を図る。 (実施方針) 老人ホーム等の施設や、養護学校との連携を図る。 (対象) 児童・生徒	継続	指導課	全ての小中学校で、総合的な学習の時間や学校裁量の時間を活用して福祉活動を実施した。	福祉体験を進める教育活動が展開されているが、今後、さらに地域の各施設との連携の強化が必要である。 継続実施
73	三世代交流事業	高齢者と子どもの交流をおして、昔の生活、文化、習慣を次世代に継承する。昔遊び(竹馬、竹とんぼ等) (対象) 高齢者と小学生	3か所/年	介護福祉課	3地区(見晴町、四つ京、松木合) 参加人数 60名	高齢者の生きがいづくりの高揚と子どもたちの好奇心の高まりに相乗効果がある。 継続実施
				社会福祉課	世代間交流事業の実施 6保育園 保育所地域活動事業として老人ホームや地域高齢者を保育園行事に招待するなど世代間交流を実施した。	核家族が増加する中で保護者以外の大人とふれあうことにより園児の社会性を成長させることができた。 継続実施
74	地域コミュニティ運営事業参加者と市内保育園児による七夕祭	園児との交流を通して、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持を図る。七夕祭 郷土芸能・園児合唱・食事会 (対象) 地域コミュニティ運営事業参加者と保育園児	廃止	介護福祉課		地域コミュニティ事業が閉じこもり防止から介護予防(体操)事業に転換したことから内容を見直した。 18年度終了

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
75	結城盆踊り大会 開催事業	盆踊りをとおして、地域や世代間の交流、心とこころのふれあいを図る。 (実施方針) 子供会、幼稚園の参加の増加を目標に、踊り手募集PR等を積極的に行う。 (対象) 保育・幼稚園、子ども会、市民団体	子ども会の参加増加	商工観光課	平成19年8月10日(金)に情報センター市民ひろば及び駅前ロータリーを会場にして開催。 入り込み客数:5,000人 踊り手参加:20団体,700人 内子ども会3団体,83人	参加者数が全体として減少しており、子ども会の参加は横ばい、幼稚園は玉岡幼稚園が自由参加となったため、人数の把握はできない。なお、事前の参加申し込みによって把握している人数であるため、当日の一般参加は含まれていない。 盆踊り大会は、夏の風物詩として定着しているイベントであり、子ども会や幼稚園、市内の市民団体の参加により地域と世代間の交流を図るうえで有効な事業であるため、踊り手の参加団体、特に子ども会、幼稚園等の参加を増やすよう啓発が必要である。	継続実施
76	児童館の設置	児童を養育している保護者の支援及び児童の健全育成に必要な措置を実施するため児童館の整備を実施する。 (実施方針) 既存施設等の活用を考慮し児童館を設置する。 (対象者) 児童及びその保護者	1か所	社会福祉課	未設置	場所、駐車場、職員配置、運営費、安全等の課題が多い。	検討
77	子どもや地域のアイデアを活かした児童館の運営	児童の健全育成とともに、ボランティア活動の育成助長及び指導者を養成する目的で児童館を運営する。 (実施方針) ボランティアによる自由な運営(公設民営)を中心に検討を行う。 (対象者) 全市民	検討	社会福祉課	未設置	今後の検討課題 NO76.児童館の設置の中で検討する。	検討
78	都市公園整備事業 (街区公園)	地域住民が親しむ公園を整備することにより、憩いと安らぎ、コミュニケーションの場を提供するために公園を整備する。 (実施方針) 年に2か所ずつ整備していく。 (対象) 区画整理事業地内の街区公園 南部地区:16箇所 北西部地区:9箇所	南部全箇所 北西部1~2か所	都市計画課	南部地区(下り松)1ヶ所、北西部地区(富士見町)1ヶ所の街区公園整備を実施し供用開始した	ゲートボール練習等もできる多目的広場もあり、いろいろな世代の方に利用していただける公園となった	継続実施
79	公園の維持管理運営	公園施設の定期的点検及び改善、公園内樹木の適時管理により安全で安心して使用できる公園を目指す。 (実施方針) 公園愛護協会やボランティアの協力を得て、健全で安心して利用できる公園を目指す。 (対象) 都市公園13箇所、その他の公園18箇所	継続	都市計画課	公園愛護協会 団体数 31団体 6290人 公園内清掃、植栽・花壇の手入れ、除草作業等を定期的に行っている。	公園愛護協会の参加団体を増やし、全公園を維持管理することにより、安全で安心して使用できる公園を目指す。 ボランティアのため各団体ごとに、作業内容、作業量は変わるものの、概ね良好な管理状態にある。	継続実施
80	子どもが使いやすい図書館整備事業	校内において、市内各小中学校図書室内及びゆうき図書館内の資料検索と利用が可能になるよう、図書館・各学校図書室の電子ネットワークを確立し、整備する。 (実施方針) 各学校図書室に学校司書を配置することで、学校図書の整理ならびにゆうき図書館との連携・連絡の端緒を開く。また、各学校児童に図書館に親しみ感じ、読書の習慣を身につけるように支援する。 (対象者) 市内小中学校生全員	各小中学校完全配備 (図書館) (学校教育課)	【複】学・図 学校教育課 図書館	学校図書館に対し、団体貸出を実施した。また、小・中学生向けの図書館案内を配布した。 ゆうき図書館の資料検索は、ホームページ上の資料検索を用いることで可能である。 平成19年度貸出点数:348点	貸出期限3ヶ月、制限冊数300冊の団体貸出を学校図書館に対し行うことで、間接的に子どもたちの読書支援・調べ学習支援を行った。 子ども向け調べ案内やサービス案内を図書館見学の際に配布した。 電子ネットワーク整備は未実施である。	継続実施
					学校司書を6名配置 各小学校に週2回派遣 年間貸出冊数 9校 110,514冊 1人当たりの月平均貸出冊数 3.5冊	図書の貸出冊数も増加しており、読書活動に関する理解と関心の普及が図られた。	

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
81	北関東中学校野球大会	青少年の健全育成と軟式野球の普及発展を図る。 参加中学校91校(茨城県58校・栃木県33校)による トーナメント戦 (対象)中学生(茨城県58校・栃木県33校)	継続	社会体育課	開催 7月26日～28日 7月30日～8月2日 計7日間 参加校92校	青少年の健全育成と軟式野球の普及発展が 図られた。	継続実施
82	中学生男女・バレーボール・ソフトテニス・卓球・男子サッカー大会	結城市近隣中学校の参加を得て開催することにより、各種スポーツの普及・発展と中学校生徒の精神的・身体的な育成を図ると同時に、スポーツマン精神の高揚と近隣中学校の親睦を図る。 ・茨栃中学校女子バレーボール大会 ・近県中学校ソフトテニス結城大会 ・近県中学校卓球結城大会 ・近隣中学校男子サッカー結城大会 ・近隣中学校男子バレーボール結城大会 (対象)県西地区および近隣(栃木県)中学校	継続	社会体育課	女子バレー5月27日開催(参加校 32校) 男子バレー5月26日開催(参加校 15校) ソフトテニス5月13日開催 (参加校 男子27校 女子25校) 卓球5月6日開催 (参加校 男子39校 女子35校) サッカー 5月12・13・19日開催 (参加校35校)	各種スポーツの普及・発展と精神的・身体的な育成を図ると同時に、スポーツマン精神の高揚と近隣中学校の親睦が図られた。	継続実施
83	結城シルクカップロードレース大会	青少年から高齢者まで参加者相互の親睦を深めると共に強健な体力と旺盛な気力を養い、スポーツの発展向上を図るオープン参加によるロードレース大会を開催する。 【種目】小学生1～3年親子ペア(2km)・小学生男女(2km)・中学生男女(3km)・一般男女(5km・10km) (実施方針)メイン会場として使用する陸上競技場及び進入口等の早期改修を図る。また参加人数の確保に努める。	継続	社会体育課	開催日 H20.2.24 参加申込者数 2,296名 当日参加者数 1,934名 【種目】2km親子ペア・2km小学生男女・3km中学生男女・5km・10km。一般男女	参加者相互の親睦が深められたと共に、強健な体力と旺盛な気力が養われ、スポーツの発展向上が図られた。市の活性化に向けたイベントとして定着してきている。	継続実施
84	市民スポーツ・レクリエーション祭り	スポーツ・レクリエーションを楽しむ全市民が同時に集う祭りを開催し、市民の交流を図ると同時に楽しく健康づくりを目指す。 【種目】卓球・バドミントン・チャレンジゲーム・球速測定・スマイルボーリング・スポーツチャンバラ・エアロピクス・パークゴルフ・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ウォークラリー・ソフトテニス等 (対象)子どもから高齢者まで、全市民	継続	社会体育課	開催日 10月8日(体育の日) 会場 鹿窪運動公園 参加者延べ 1,107名	青少年から高齢者まで幅広い年齢層の市民の交流が深まり同時に楽しく健康づくりに寄与した。	継続実施
85	ニュースポーツの普及推進	ニュースポーツを紹介しその普及、推進を図る。 (実施方針)体育指導員を中心としたニュースポーツの普及を推進する。 (対象)子どもから高齢者まで	継続	社会体育課	・市民スポーツ吹き矢教室 年12回 参加者数計90名 ・インディアカ教室 年3回 参加者数計41名	子供から高齢者までニュースポーツを紹介しその普及、推進が図られた。	継続実施
86	わんぱく親子スキー教室	初心者から中級者程度をクラス分けし、体育指導委員によるスキー技術習得・向上を目指す。 (対象)小学3年生以上の親子(子どものみの参加も可)	継続	社会体育課	1月19日実施 場所 エーデルワイススキー場 参加者 26名	初心者から中級者程度をクラス分けし、スキー技術の習得・向上が図られた。	継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
87	市民まつり NOPPE開催事業 祭りゆうき	市民の手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながりを再確認すると共に、三世代間のふれあいと対話・強調する心を育むことを目的とする。 (実施方針)文化意識の向上や結城市の文化特性を見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡大を図っていく。 (対象)全市民	継続	商工観光課	「祭りゆうき事業」に変更		

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
87(市民まつりNOPPE開催事業)は、名称を変更し「祭りゆうき」とする。							
87	祭りゆうき事業	市民の手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながりを再確認すると共に、三世代間のふれあいと対話・強調する心を育むことを目的とする。 (実施方針)文化意識の向上や結城市の文化特性を見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡大を図っていく。 (対象)全市民	継続	商工観光課	平成18年度からイベントに関しては結城市観光協会の主催事業となった。NOPPE及び紬のふるさと結城まつりの成果をいかし踊りを核とした「祭りゆうき2007」を北部市街地で11月3日4日の2日間に渡り開催した。	踊りを核とすることで、多くの市民団体に参加してもらい、地域や世代間の交流が図れた。市内の幼稚園や子どもたちの舞祭など多くの市民団体が参加し、地域及び世代間の交流に寄与した。	継続実施
88	子ども会活動の支援	子ども会活動を支援するため、子ども会育成連合会との連携を図りながら支援を行う。また子どものリーダーや子ども会指導者の育成を図る。	活動の充実	生涯学習課	単位子ども会数 94団体 年間計画に基づいて、市子ども会育成連合会と連携を図りながら事業を実施 6/9 リーダー研修「リサイクルを学ぼう」 城南小体育館 124人 〔各地区球技大会〕 8/4 結城地区 野球、ビーチボールバレー 8/5 上山川地区 キックベースボール 8/4 山川地区 トッポボール 8/5 江川地区 野球、キックベースボール 12/2 結城郷土かるた取大会 個人164人、団体14チーム参加 2/17 雪国で遊ぼう 那須甲子青少年自然の家 52人	今後も市子ども会育成連合会の事務局として役員(指導者)と連携を図りながら事業を継続して実施する。	継続実施
89	子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	「結城市お知らせ版」に随時掲載している情報を、一括して掲載するホームページを作成する。 (実施方針)子育て関連情報の統合化 (対象)すべての子育て中の保護者	実施	社会福祉課	子育て支援センターのホームページにより情報の提供を実施。	子育て関連情報の充実を図りたい。	継続実施
90	メールによる子育て応援相談室	子育ての不安や悩みを持つ保護者からの相談をメールで受け付ける。 (実施方針)相談体制を充実 (対象)すべての子育て中の保護者	実施	社会福祉課	未実施	実施に向け検討 顔の表情、声のイントネーション等相手の感情が見えない相談に対するアドバイスは非常に困難である。	検討
91	子育て支援メールマガジンの発行	子育て関連イベントの情報を、メールマガジンで発信する。 (実施方針)メールを利用していない方・メールマガジンを購読しない方については、ゆうき図書館にて印刷物の閲覧を可能とする等、工夫をこらして情報の周知を行っていく。 (対象)すべての子育て中の保護者	実施 (図書館)	【複】社・図 社会福祉課 図書館	未実施	メールマガジンが発信されていないため未実施となっている。	継続実施
					支援センターが発行している「ぼぼ通信」を活用し、情報提供をしている。	メールによる情報の発信を検討していきたい。	
92	健康相談	定例の「健康相談日」(毎月2回・2会場)の開催及び専門医による「心の相談」(毎月1回、健康増進センター)を開催しているほか、随時電話でも対応する。 (実施方針)育児支援の充実 (対象)乳幼児とその保護者	継続	健康増進センター	定例健康相談 24回:延109名 心の相談 12回 思春期相談2名、虐待相談3名、産後うつ1名 その他電話相談、随時:275件	乳幼児健診後、要観察のある者に対し、相談勧奨、来所し継続している者もいる。また電話においては、栄養面、予防接種などの相談が多い。言葉についての相談も入り、把握し支援となった者もいた。また、保育所や子育て支援センターの相談事業と連携する	継続実施

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
				実績	事業に対する補足説明	
93 のびのび子育て相談事業	子育てに不安や悩みを抱く保護者に対し、のびのび子育て相談員による相談事業を行うとともに、親子の関わり的重要性と関わり方を保護者に伝える。また、「のびのび子育てだより」により育児情報の提供、乳児健診において子育て支援教育を行う。 ・5カ月健診で親子遊びの紹介 ・予防接種会場で子育て相談 ・子育てサークル活動中の子育て相談 ・子育てだよりの作成 ・スキルアップのための研修 (実施方針) 事業のPRを図り、活動の安定と拡大を図る。 (対象) 乳幼児と保護者	継続	健康増進センター	相談員数6名 相談回数35回 (予防接種時12回健診時23回) のびのびだより3回発行 研修会参加2回 連絡会議1回	研修会への自主参加や母親と接する中から、相談員それぞれがスキルアップに努めた。乳幼児や保護者の個性やプライバシー保護にも配慮し、実施できた。のびのび子育て相談員は県内でも存在が珍しく、貴重な存在である。	継続実施
94 要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、情報や考え方を共有し、関係機関の連携、協力の強化を図る。 (実施方針) 児童虐待ネットワークを発展させ、協議会の早期設置を目指す。また要保護児童に対する相談体制を整備する。 (対象) 関係団体	実施	社会福祉課	平成18年度に設置完了 内容は、NO41、42と統合した「要保護児童対策地域協議会の運営」に記載		継続
95 地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 (対象) 就学前及び未就園児を持つ保護者等	(平成17年度) 実施	社会福祉課	延べ利用者 子 8412人 保護者 6806人 相談者 2432人 (内電話相談101件 面接相談24件 グループ相談136件 活動中相談2139件 その他32人)	利用者・相談者が増加しており、子育て中の親子等に利用しやすい場を提供できた。	継続実施
96 子育て広場	乳幼児の親子が集い、相談や交流ができる「子育て広場」を設置し、母親の育児不安の解消と子どもの健やかな成長を図ることにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。 (対象) 就学前児童のいる保護者	地域子育て支援センターへ移行	社会福祉課	子育て支援センターにおいて、相談事業や子育てサークル活動支援事業として「子育て広場」として実施してきた内容を継続して実施している。	発展的に解消した。	今後も継続して、育児中の保護者の相談、情報提供や子育てサークルの支援を実施していく。事業は子育て支援センター事業に統合
96(子育て広場事業)とは、子育て支援センター事業の一環である相談事業であるので、95に統合する。						
97 子育てサポーター事業	育児の手助けができる人(協力会員)と、育児の手助けが必要な人(利用会員)を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて育児の手助けができる協力会員を紹介する。 (実施方針) ファミリーサポートセンター事業に移行していくため、利用会員数の増加を図っていく。利用料金の負担軽減について検討を行う。 (対象) 市民	ファミリーサポートセンター事業への移行	社会福祉課	利用会員数:19人 協力会員数:30人 登録会員数合計:49人 利用時間数:1,408時間	相互扶助の機能を支援することで、子育て環境を整備できた。 ファミリーサポートセンター事業と名称を変更し、広報と説明会の開催を行い会員の増加に務めている。	継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
98	子育てサークル 育成支援事業	子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図り、母親の育児力を向上させる。さらに子ども同士の間わりから子どもの心の健やかな発達を助長する。 (実施方針) グループ・リーダーの母親の力量アップに向けて支援を行っていく。 (対象) 0歳～未就園児親子	継続	健康増進センター (子育て支援センター)	5グループで活動 活動回数 114回 延べ参加人数 子1,686人 親1,550人	グループが自主的に活動できるよう引き続き支援していく。	継続実施

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
99	つどいの広場事業	乳幼児を持つ親とその子どもが集い、交流を図ることや、ボランティアによる育児相談等行う場を地域に設置し、子育て環境の整備を図る。 (実施方針) ボランティアの活用を図り、子育ての負担軽減を図る。	検討	社会福祉課	未実施	つどいの広場事業としては、実施していないが、子育て支援センターにおいて同内容の事業を実施している。 ただし、子育て親子が集まれる場等は、身近にたくさんあった方が孤立感の解消等に繋がるため今後も検討していく。	検討
100	街角すこやかルーム整備事業	既存の空施設を利用して、子どもの一時預かり施設を地域に設ける。 (実施方針) ボランティアを活用した一時預かりの実施。 (対象) 児童及び保護者	検討	社会福祉課	未実施	街角すこやかルーム事業としては、実施していない。 子育てサポーターが同行し、子育て支援センター、公民館を利用している。	検討 茨城県の補助事業は終了
101	家庭教育学級	家庭教育力の向上のため、親の家庭での在り方について学習し、現在にふさわしい家庭教育の確立を図る。各学級の役員が中心となってその実態に応じて、年6回程度の学習計画を立て、計画に基づいた学習を実施する。各学級生がお互いに協力しながら、学習の運営をし、自立心が高まっている。また、情報交換も密に行っている。 (実施方針) マンネリにならないよう、学習に関する様々な情報を提供していく。 (対象) 市内幼稚園・小中学校に通園・通学している子どもをもつ親	継続	生涯学習課	指定自主家庭教育学級生数:1,340名 学習開催数:延べ146回 学習会への延べ参加者数:3,128名 平成20年2月23日(土)13:00~16:30まで家庭教育講演会を、他事業と合同で行なった。市民文化センター小ホールにおいて講師につくばみらい市教育委員長の間宮 久子先生を招き「挫折に強い家庭の教育～その基盤を作るには」という演題で講演いただく。幼稚園や保育所保育園などにも参加を呼びかけたが家庭教育学級生は92名の参加、幼稚園保育所保育園からは3名の参加であった。	家庭教育学級の学習内容については、年度末に市内各小中学校における実績報告があり、これを基に実績報告書を作成し、次年度への引き継ぎとしている。また、どの学級もきちんと学習計画に基づいて運営されている。家庭教育講演会への参加についてはチラシを児童生徒に配布し、学級生同士呼びかけあって参加者をつのっている。	継続実施
102	三世代交流(親子体験教室)	親子(祖父母・孫)がともに参加でき、共通の体験・感動をとおりて世代間の交流を深めることにより、地域及び家庭の養育力の向上を図る。 (実施方針) 地域指導者の育成と、協力体制の確立を図る。 (対象) 学校・地域・家庭	継続	生涯学習課	結城支部 『三世代交流事業』 参加 約1,500名 城南支部 『城南まつり』 参加 約1,354名 結城西支部 『陶芸教室 外』 参加 約300名 城西支部 『ふれあい広場』 参加 約800名 絹川支部 『親子まつり』 参加 約220名 上山川支部 『上小フェスタ』 参加 約480名 山川支部 『親子つり大会 外』 参加 約400名 江川支部 『江北まつり』 参加 約650名 『江南小まつり』 参加 約257名 昔遊びなどの伝承を老人会を招き実施したり、各小学校ごとに地域性を生かした個性のある交流事業を実施した。	各支部における三世代交流事業を実施したことにより、親子や祖父母、地域との交流が深まったばかりでなく、地域で子どもを守り育てていく意識を再認識でき、よりよい環境作りの基礎となった。	継続実施
102	親子体験教室	親子(祖父母・孫)がともに参加でき、共通の体験・感動をとおりて世代間の交流を深めることにより、地域及び家庭の養育力の向上を図る。	継続	生涯学習課	栃木県なかがわ水遊園において、親子で魚の観察、まゆクラフト(金魚の創作活動)、プールでの水遊びなどを実施。 大型バス2台・参加者59名(保護者29名・小学生30名)	夏休み中、栃木県那珂川の近くに出かけ、自然豊かな環境のもとで魚を観察したり親子で創作活動などを楽しみながら、親子のふれあいや家族同士の交流を深めた。	継続実施

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
103	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業	子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間と交流し、悩みを話したり情報を交換し、楽しい一時を託児付き講座や子育て応援広場で心身ともリフレッシュし、いきいき子育てを応援する。 (実施方針) ボランティアのスタッフだけでなく、子育て中の保護者自らが運営に参加できるように検討し、拡大・拡充を図る。 (対象) 子育て中の親子、子育て支援者として活動している者	継続	生涯学習課	：毎週月曜日(南部コミュニティセンター) 39日実施延べ利用者1093名 ：毎週水曜日(公民館) 46日実施延べ利用者508名 ：第1,3金曜日(かなくぼ生きがいふれあいセンター) 17日実施延べ75名 ：第2,4木曜日(山川文化会館) 6日実施延べ28名 ：第1,3火曜日(江川地区多目的集会施設) 5日延べ6名 5ヶ所 計1710名	月曜日の利用者は定着しつつあり、水曜日が少ないのは他施設における利用が考えられ曜日等の工夫が求められる。また、四川地区の利用者を考慮し、年度途中より3ヶ所増設し、事業の拡大を図った。	継続実施
104	少子化対策医療費助成事務事業	妊産婦、乳児、幼児(未就学児)医療福祉費受給者が医療機関に支払う外来一部負担金(医療機関1回600円、1ヶ月2回まで)入院一部負担金(1日300円、1ヶ月3000円まで)を越えた金額を市が支援して支払いをする。所得制限なし。 (対象) 妊産婦、乳幼児(未就学児)	対象年齢 就学前まで	保険年金課	利用人数 妊産婦: 44名 乳幼児: 273名	所得制限により茨城県医療福祉費制度が受けられない妊産婦・乳幼児について、市の制度により、すべての妊産婦・乳児が同じ医療費の助成を受けることができるようになった。子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。	継続実施
105	妊産婦・乳幼児医療費軽減の実施	妊産婦、乳児(0歳児)、幼児(未就学児)の者またはその扶養義務者に対し医療機関ごとに外来(1日600円、一ヶ月2回1200円)入院(1日300円、1ヶ月3000円まで)を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。所得制限あり。 (対象) 妊産婦、乳幼児(未就学児)	対象年齢 就学前まで	保険年金課	利用人数 妊産婦: 198名 乳幼児: 2,396名	罹患率の高い乳幼児が必要な時に受診でき、乳幼児の健全な育成を担っている。また、子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。 妊産婦と乳幼児の受給者家庭で、安心して子育てができるようになった。	継続実施
106	母子家庭等医療費助成	母子家庭の母子・父子家庭の父子の者で18歳未満の児童を養育している者及びその児童あるいは20歳未満の高校生または障害児を養育している者に対し所得制限を設けて医療機関ごとに外来(1日600円、一ヶ月2回1200円)入院(1日300円、1ヶ月3000円まで)を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。	継続	保険年金課	利用人数 母子家庭の母と子 1,042名 父子家庭の父と子 100名	母子家庭の母子・父子家庭の父子が必要な時に受診でき、母子・父子家庭の子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。母子家庭の母子・父子家庭の父子が、安心して子育てができるようになった。	継続実施
107	心身障害児通院等交通費助成	医療機関、機能回復訓練(結城市内)への通院、通所のタクシー代を支給する。 上限月額 5000円 (対象) 以下の者で結城市に住み票があるもの 身体障害児1,2,3級該当者 視覚障害児4級、肢体不自由下肢4級 療育手帳 A, A	継続	社会福祉課	上限月額 5,000円 利用件数 193人	通院・通所に要する交通費の助成を行い、心身障害児の治療・機能回復訓練の経済的支援をすることができた。	継続実施
108	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図る。 (対象) 幼稚園児の保護者	継続	学校教育課	該当園児数 379人	所得の状況に応じた保護者の経済的負担の軽減が図れた。また、公私立間の格差是正が図れた。	
109	母子家庭等児童学資金の支給	母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学中児童1人につき年額10,000円を支給する。これにより就学上の不安を解消する。(所得制限あり) (実施方針) 父子家庭へのPRを実施する。 (対象) 離婚や死亡等により両親又はその一方がいない家庭の義務教育就学中の児童を養育している者。	検討	社会福祉課	年額1万円(第2子以上3千円加算) 支給件数234件(内父子家庭6件) 第1子 161世帯 第2子 66世帯 第3子 7世帯	お知らせ版により制度の周知を図った。	継続実施

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
110	すこやか子育て奨励金の支給	結城市に3年以上居住し第3子以上を出産し、その後1年以上養育した人に金券を支給 第3子 5万円 第4子以上 7万5千円	検討	社会福祉課	支給実績 34人 第3子29人 第4子以上5人 計34人	平成17年度児童手当法改正に伴い支給額を1/2とした。奨励金の支給により、多子家庭に経済的な支援を実施した。	継続実施
111	就学の援助	すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費(部外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む)、給食費、医療費等、保護者負担の一部を援助する。 (対象)小学校及び中学校の児童生徒	継続	学校教育課	小学校 133名 中学校 92名	経済的な理由により、学用品等の購入費や学校行事参加費の支出が困難な家庭に対し、その費用を援助することにより児童生徒が義務教育を等しく受けることができた。	継続実施
112	奨学基金貸付制度	市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行う。	継続	学校教育課	結城市奨学金 11名 乙女屋本店奨学金 3名 結城市奥順奨学金 1名	新規6名・継続9名の学生に対し学費を貸与したことにより、有為な人材の育成が図れた。	継続実施
113	児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としている。所得制限あり。 支給額 第1・2子月額5,000円 第3子以降月額10,000円 (対象)小学3年生までの児童の養育者	継続	社会福祉課	第1・2子月額5千円 第3子以降月額1万円 2,6,10月に支給 受給者数3664人 法改正により支給対象年齢が小学校6年生までに拡大された。(平成19年4月から)	支給対象年齢が拡大され、家庭の負担を軽減することができた。	継続実施
114	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している者に対し、負担の軽減を目的とする。 (実施方針)父子家庭への支援について考慮していく。 (対象)父親がいない18歳以下の児童を養育する母、又は母にかわってその児童を養育する者	継続	社会福祉課	月額9,850円～41,710円 所得額に応じて設定 4・8・12月に支給 受給者数398人 全部支給:223人 一部支給:175人	父母の離婚などにより、父親と生計を共にしていない児童を養育している者に対し、手当てを支給することにより経済的援助を得ることができた。	継続実施
115	障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、これらの重度障害児に対し、その障害による、物的かつ精神的な特別の負担の軽減を目的とする。 (対象)日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)	継続	社会福祉課	延支給者数 228名	日常生活において、常時の介護を必要とする重度障害児の心身の発達に貢献することができた。	継続実施
116	在宅重度心身障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、これらの重度障害児に対し、その障害による、物的かつ精神的な特別の負担の軽減を目的とする。 (対象)身体障害者手帳の交付を受けた者又は知的の発達が遅れている常時介護を必要とする重度の障害児(20歳未満)	継続	社会福祉課	支給者数 82名 延支給者数 884名	月額3,000円を支給することにより、障害児を抱える保護者の子育てを支援するとともに、障害児の健全な心身の発達に貢献することができた。	継続実施
117	通常保育事業	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (実施方針)受け入れ体制を強化していく。 (対象)保育所	公立3箇所200人 私立8箇所845人 計1045人	社会福祉課	公立3箇所 204人 私立8箇所 801人 市外委託 26人 計 1031人(定員1005人)	保育に欠ける児童に保育サービスを提供することができた。	継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
118	保育内容と運営の充実	保育所保育指針に沿って児童の処遇を行う。 (実施方針) 保育連絡会において保育指針にしたがった保育内容と運営の充実を図るように協議する。 (対象) 公立及び私立保育所	園長会議(保育連絡会)最低月1回	社会福祉課	公立所長会議 月1回未満 園長会議(公立・私立)1回	保育連絡会の園長会議によって保育内容と運営の充実を図ることができた。	継続実施

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
119	保育士等の研修参加	必要な知識の習得と技術の向上のため、茨城県社会福祉協議会や茨城県保育協議会及び結城市保育連絡会等の開催する各種研修会に参加する。 (実施方針) 保育連絡会の中で研修会を実施する等、積極的に推進していく。 (対象) 保育士、調理師、栄養士	継続	社会福祉課	公立保育所実施状況 延べ参加者数57人	保育士の資質の向上を図ることができた。 公立保育所のみの実績であり、民間保育所の研修について把握していない。	継続実施
120	第三者委員会の設置 (苦情解決の体制整備)	苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応することにより、利用者と事業者の間の円滑・円満な解決を促進し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用が可能となるとともに、事業者の信頼や適正性を確保する。 (実施方針) 公立保育所への設置を進める。 (対象) 公立および私立保育所	全保育所(園)11箇所	社会福祉課	私立保育園全8箇所設置 公立保育所未設置	公立保育所の第三者委員会の設置を進める。	公立保育所への検討と実施
121	保育所(園)情報の充実と公開 公立保育所のホームページの開設	保育所(園)選択の便宜を図るため、各保育所(園)の案内パンフレットを作成し、福祉事務所窓口や各保育所(園)に備え付ける。 (実施方針) 市のホームページへの掲載情報を拡大していく。 (対象) 保育所(園)の利用を希望する市民	保育所ごとのホームページを作成	社会福祉課	パンフレットを窓口で配布 ホームページ上で入所案内。申し込み様式のダウンロードが可能。一部民間保育所へのリンク。	情報の充実を図る	各保育所のホームページの開設を検討
122	老朽化した保育所の改修	老朽化し、安全性に問題がある保育所施設について、園児の安全性を確保するための改修・改築を行う。	改修・改築の実施	社会福祉課	助成対象なし	民間保育所における施設改修に対し助成を行う	今後も安全性を確保するように、計画的に改修等に対応する。
123	乳児保育	入所対象年齢0歳から保育を行う。 (実施方針) ニーズに応じて対応していく。 (対象) 保育所(園)	継続	社会福祉課	全保育所受け入れ 民間保育所乳児受け入れ延べ人数999人	乳児を受け入れることで安心して働くことのできる環境の整備が図れた。	継続実施
124	延長保育	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加に対応して保育時間の延長をおこなう。 (実施方針) すべての保育所の開所時間が7時から18時までになるようにしていく。 (対象) 保育所(園)	1時間延長10箇所 2時間延長1箇所	社会福祉課	11時間を超え開所する保育所 30分延長 4箇所 1時間延長 4箇所	11時間を超えて開所時間を延長して子どもを受け入れることで、安心して働くことのできる環境の整備が図れた。	継続実施
125	休日保育	日曜・祝日に、保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (対象) 保育所(園)	3箇所	社会福祉課	2箇所(つくば、みくに) 延べ利用児童数 250名	休日に児童を受け入れることで安心して働くことのできる環境の整備が図れた。	継続実施
126	保育所地域活動事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用していくため、障害児の受け入れ等、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。 ・世代間交流事業 ・育児講座、子育て・仕事両立支援事業 ・小学校低学年児童の受け入れ事業 (実施方針) 低学年児童の受け入れに関しては、学童クラブで対応していく。 (対象) 保育所(園)	世代間交流8箇所 異年齢児交流8箇所 育児講座・両立支援3箇所	社会福祉課	世代間交流 6箇所 異年齢児交流 5箇所	世代間・異年齢児交流を実施することで、子の社会性を身につけることができた。	継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
127	一時保育	普段は家庭で児童を養育している保護者の、病気や家族の介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所において保育をおこなう。 (実施方針) ニーズを考慮して検討を行う。 (対象) 保育所(園)	2箇所	社会福祉課	2保育園で実施(たま、みくに保育園) 延べ利用人数 2641人		継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
128	病後児保育	病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かったり(施設型)、病児宅や保育者宅等で預かる。 (実施方針)ニーズを考慮して検討を行う。 (対象)保育所(園)	検討	社会福祉課	未実施	実施できる施設がない状況である。	他市町村へ委託して実施することを検討
129	幼小交流事業	園児が小学校にスムーズに接続出来るよう幼稚園と小学校の交流を行う。 (実施方針)幼小の連携を強化し、園児が小学校にスムーズに接続出来るよう事業を充実し継続をする。	継続	学校教育課	幼小交流実施校数 9校 年1～3回実施	幼稚園・保育園児が、小学校行事への参加を実施することにより学校への接続が容易にできた。	継続実施
130	幼稚園ふれあい事業	幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用することを目的とし、地域とのふれあい事業を実施する。 (実施方針)幼稚園・保護者との連携を強化し、内容を充実する。 (対象)幼稚園保護者	継続	学校教育課	市内私立幼稚園 3園	敬老会等への訪問を実施することにより、地域との交流が図られた。	継続実施
131	地域の「幼児教育のセンター」としての運営の充実	幼稚園開放と各種行事招待・子育て相談等を行い、地域に啓発する。 (実施方針)親子の健全な育成を考慮し、電話相談・来園相談等を実施する。 (対象)園保護者・園外未就園児保護者と幼児	継続	学校教育課	実施	保護者からの子育てに関する相談を行い、幼児教育の支援を図った。 保護者の要望に応じた効果的な子育て相談ができた。民営化後も引き続き、幼児教育の支援を図る。	継続実施
132	幼稚園情報の提供	幼稚園が持つ機能の理解の促進を図るため、情報の提供を行う。 (実施方針)子育て情報誌への掲載やホームページの開設などにより情報を提供する。	ホームページの開設	学校教育課	実施	子育て情報誌等に情報の提供を行い、幼稚園児が持つ機能の理解の促進を図った。	継続実施
133	研修の参加	必要な技術の習得と技術の向上のため、市教育研究会において実施する研修に参加する。 (実施方針)研修会に積極的に参加することにより、資質の向上を図る。	継続	学校教育課	実施	研修会の参加により、資質の向上が図られた。	
134	幼稚園での「家庭教育学級」の充実	親としての資質向上の為、保護者同士の交流・学びあいをを行い、園内・園外研修を実施する。 (実施方針)体験的内容や方法を取り入れた講座開設を計画する。保護者全員の入級を目指し内容の見直しと啓発を行う。 (対象)幼稚園保護者	私立幼稚園の実施を検討	生涯学習課	今年度の家庭教育講演会は、他事業と合同で行なった。市民文化センターにおいて講師:間宮 久子先生「挫折に強い家庭教育～その基盤を作るには」という演題で講演いただく。幼稚園や保育所・保育園などにも参加を呼びかけたが、家庭教育学級生は92名の参加、私立幼稚園0名、保育所・保育園からは3名の参加であった。	家庭教育講演会への参加については全園児にチラシを配布し、園長より呼びかけていた園もあったが残念ながら参加者が少ない結果となった。園として行事が多いと保護者の園離れにつながると心配しているところもある。	継続実施について検討
135	学童クラブ(放課後児童健全育成事業)	仕事等により昼間、保護者等が不在の小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。 (実施方針)すべての小学校単位で学童クラブを設置できるよう事業を推進する。 (対象)小学校1～3年生の児童	9箇所	社会福祉課	実施 6箇所 平均登録児童数 274人		継続実施
136	学童クラブ実施方法の検討	学童クラブの設置に関し親の負担軽減を図るため、実施方法を検討する	検討	社会福祉課	未実施		検討
137	活動の場・機会の情報提供	ボランティアが協力できる子育て支援に関する情報を様々な方法により提供する	実施	社会福祉課	広報等により子育てサポーター会員の呼びかけを実施	効果的な方法を検討し、実施していく。	継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
138	ボランティア講習会の開催	活動分野が拡大、専門化していることにより、ボランティアとして携わる人材の育成及び技術の向上を目指し、講習会を開催する。	実施	社会福祉課	社会福祉協議会において子育てサポーター研修の一環として実施。	効果的な方法を検討し、実施していく。	継続実施
139	児童委員との連携の強化	ボランティアと地域の担い手である児童委員との連携を強化する。 (実施方針) 情報の提供や共有化による連携の強化	継続	社会福祉課	毎月定例会及び運営委員会の参加	民生委員に対し、情報の提供を的確に実施した。	継続実施
140	ゆうき女性会議	たまたゆプランの進捗状況のチェック、男女共同参画に関する啓発活動等により、市民と行政の協働によるプランの推進をする。 (実施方針) 活動の対象を既存の団体や組織にこだわらず、多くの市民に参画を拡大するためのネットワーク化を図る。 (対象) ゆうき女性会議会員	継続 会員数増加	女性政策室	会員27人 ・各種啓発活動 ・県事業地域づくり支援隊派遣事業(里山プロジェクト「自然にわくわく」) ・男女共同参画宣言都市3周年記念シンポジウム参加 他	より理解しやすい男女共同参画に関する啓発誌を作成し、学習会等で推進をした。地域づくり支援隊派遣事業により地域振興を目的とした里山で子ども達が自然とふれあうイベント「自然にわくわく」を実施した。男女共同参画宣言都市3周年記念シンポジウムで寸劇「ケーキ屋ハーモニー」を実施し、啓発活動を行った。会員が減少傾向にあるため、新しい会員の勧誘や活動のPRをしていく必要がある。	継続実施
141	男女共同参画団体別学習会	男女共同参画について市民に広く理解を得るために、講師及び実践者が団体に出向いてPR活動を行う。 (実施方針) 男性がいる団体など、より多くの団体を対象に開催し、広く市民にPRする。 (対象) 市内各団体	開催 年4回 対象 男性がいる団体	女性政策室	4回開催 城西小学校指定家庭教育学級(講話) 参加者:23人 江川北小学校(ワークショップなど) 参加者:小学生 約70人 鬼怒商業高等学校(講演) 参加者:高校生 約200人 男女共同参画宣言都市3周年記念シンポジウム(基調講演、パネルディスカッション、寸劇「ケーキ屋ハーモニー」) 参加者:280人(男性100人 女性180人)	男女共同参画宣言都市3周年記念シンポジウムにおいて、ゆうき女性会議が寸劇を公演し、多くの人に啓発をした。男性、地域、事業所など働きかけの少ない分野を対象とした学習会を開催する必要がある。	継続実施
142	男女共同参画推進講座	男女共同参画の視点に立ったリーダーとなる市民の養成を目的として開催する。 (実施方針) 講義内容等を検討し、参加者の増加を図り、市民の社会参加の場での能力向上を目的とする。 (対象) 全市民	継続	女性政策室	「地域づくりと男女共同参画」 参加者:53人(男性10人 女性32人) 「地域の宝発見! 共に元気にまちづくり」 参加者:32人(男性20人 女性12人) 「メディアから何を感じ取りますか」(2回講座) 参加者:27人(男性2人 女性25人)	土日に開催したことで、男性層への啓発・推進もできた。課題として残されている分野や要請のあるものの中から総合的に検討し、開催テーマを選定する必要がある。	継続実施
143	男女共同参画推進講演会	多くの市民に男女共同参画の認識を深めてもらうことを目的として開催する。 (実施方針) テーマ・講師選定等、市民の意見をできるだけ反映して開催する。開催後はアンケートとり、成果をチェックする。 (対象) 全市民	継続	女性政策室	男女共同参画宣言都市3周年記念シンポジウムを開催 内容:基調講演、パネルディスカッション、寸劇(ゆうき女性会議) 参加者:280人(男性100人 女性180人)	男女共同参画宣言都市3周年記念シンポジウムを結城市民文化センター「アクロス」で開催することにより、多くの参加者に男女共同参画について理解を深めていただくことができた。また、市民団体と行政が協働により実施したことにより、市民の社会参加の場での能力向上を図ることができた。	継続実施

事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針	
				実績	事業に対する補足説明		
144	たまたゆプランの推進	男女共同参画社会の実現をめざして、市民・行政・企業が協働して取り組むことを基盤に策定されたプランを推進する。 基本構想 平成14年度～平成22年度組織体制 ・プラン推進委員会 ・庁内行政推進会議 ・庁内ワーキング会議 (実施方針) 社会情勢の変化や進捗状況によって、適切な見直しを行い、事業の効率的推進を図る。 (対象) 全市民	継続	女性政策室	評価指標を設定し143の事業を対象にたまたゆプランの進捗状況調査及び評価を実施した。 評価結果をプラン推進委員のコメントと併せてホームページ上に公表した。 市民の取り組みについて、啓発活動、シンポジウムの際に、意識調査を実施した。	評価指標を設定することにより、進捗状況を明確にした。 進捗状況調査及び評価を実施することで明確になった進んでいない分野(労働・女性の参画・相談など)を積極的に推進する。 社会情勢の変化に伴う、市民の意識の変化を把握し、事業の効率的な推進を図ることが必要である。	継続実施
145	男女共同参画関連の広報活動	広報、HP等に男女共同参画関連の記事を掲載し、市民にPR・啓発をする。 (実施方針) 市民にわかりやすい内容の記事で情報を提供する。連載記事等検討。 (対象) 全市民	継続	女性政策室	『広報結城』 ・毎月男女共同参画社会のコーナーに記事を掲載(7月号の特集にゆき女性会議の記事を掲載するなど、市民側からの情報も発信した。) 『ホームページ』 ・市民団体と行政が協働で作成した男女共同参画啓発誌「たまた～ゆ」を掲載 ・たまたゆプランの進捗状況及び評価結果とプラン推進委員のコメントを掲載	ホームページに啓発誌「たまた～ゆ」を掲載することで、男女共同参画について、広く市民に啓発することができた。 ホームページに進捗状況調査及び評価結果を公表することで、市民に市の男女共同参画の進捗状況を発信した。 広報結城やホームページに掲載している男女共同参画の広報についてより関心を得られるような掲載の方法を検討していく。	継続実施
146	有害環境対策推進事業	青少年にとって好ましくないと思われる施設、環境の調査及び浄化活動を行い、青少年の健全育成を図る。 ・図書等自動販売機の点検活動 ・青少年の健全育成協力店の拡大:ゲームセンター、店舗等への健全育成協力依頼(入店年齢制限、時間の徹底)、コンビニエンスストア、書店への万引き防止運動依頼、ステッカーの配布 ・関係団体:青少年育成結城市民会議、青少年相談員 (実施方針) 青少年が集う店舗等への重点的な巡回活動の実施。市民団体と協力し環境浄化の推進。 (対象) 市内のコンビニエンスストア、ゲームセンター、図書等自動販売機	市内図書等自動販売機設置台数減少 青少年健全育成に協力する店登録店舗増加	生涯学習課	・市内図書等自動販売機設置台数 6台 ・「青少年健全育成に協力する店」協力店舗 登録 220店。内、協力推進活動の結果、新たに13店舗が登録し事業に対する理解が得られてきている。 ・2月15日に県西地方総合事務所県民生活課と合同で、図書等の自動販売機の立ち入り調査を実施し、販売に相応しくないビデオ等を撤去させることができた。	・図書等の自動販売機の設置については、届出制をとっているため、届出があれば受理せざるを得ない。しかし、中身については、今後も県や警察と連携を図りながら定期的に点検し、環境浄化に努めたい。 ・書店・コンビニ等にも成人向けのコミック等が置いてあるため、定期的に巡回を実施した。	継続実施
147	都市公園整備事業(ゆったりトイレ整備)	幼児に限らず、高齢者、障害者の方も利用することができる、地域住民の憩いの場を提供するバリアフリー対策として、段差解消、ゆったりトイレの整備を推進する。 (実施方針) 最も身近な公園としての機能を発揮できるよう配置・整備していく。 (対象) 区画整理事業地内の街区公園 (南部地区:16箇所、北西部地区:9箇所)その他都市公園	整備する公園すべてにおいて実施	都市計画課	北西部地区の富士見町2号街区公園と南部地区の(仮称)4-2街区公園にバリアフリー対策を講じた施設を設置	車椅子利用者が使用する遊具や点字の案内板設置は今後も検討していく	継続実施
148	持続可能な社会の構築	環境負荷を軽減することで、次世代に豊かな自然環境を残し、快適な住環境を構築する。 ・不法投棄等監視事業 ・合併処理浄化槽設置費補助事業 ・資源物分別収集事業 ・ISO14001推進事業 ・ゴミ減量化対策事業 (実施方針) 市民の環境に対する意識の向上を図る。 (対象) 全市・全市民	継続	生活環境課	各事業について概ね順調に進捗している。	不法投棄、分別収集、ごみ減量化については、更に徹底していく。	継続実施

	事業名等	概要	目標	担当課	平成19年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
149	育児・介護休業制度の周知	事業主・雇用者双方に、広報、市のホームページなどを活用して、制度の周知を図る。 (対象) 事業所、市民	実施	【複】商・介・社 商工観光課 介護福祉課 社会福祉課	市のホームページ(社会福祉課)に茨城労働局情報のリンクを張った	内容の充実を図る	継続実施
150	家族にやさしい企業づくりに関する情報提供	事業主に対し、家族にやさしい企業づくりを支援する各種助成金等に関する情報提供を行う。 (対象) 事業所	実施	【複】商・社 商工観光課 社会福祉課	市のホームページ(社会福祉課)に茨城労働局情報のリンクを張った	内容の充実を図る	継続実施
151	求人情報の提供	ハローワーク求人情報を市役所正面玄関に掲示する。 (実施方針) 設置箇所の増設を検討する。 (対象) 求職中の全市民	設置箇所 3か所	商工観光課	毎週1回ハローワークより送られてくる求人情報を市役所玄関前、結城商工会議所、市民情報センターの3ヶ所に設置している。	求人情報を掲載することにより、就職の機会を増すことができた。	継続実施
152	雇用対策事業	パソコンの基礎的技術の向上とともに、インターネットを利用して誰もが求人情報等を閲覧できるようにすることで、再就職を推進する。自由に使用できるパソコンを商工観光課内に「消費者向けパソコン」を設置し、午前9時～午後4時半まで使用が可能となっている。 (実施方針) 市の広報誌やホームページを利用して「消費者向けパソコン」の存在をアピールし、効率的に情報を収集できる環境を整えていく。 (対象) 求職中の全市民	継続	商工観光課	継続してパソコン1台を設置しているが、家庭へのパソコン普及率の上昇に伴い、利用者は減少傾向にある。	利用者は少ないが、家でパソコンができる環境にない者がパソコンをとおして、求人情報を得ることができよう今後も継続していく。	継続実施
153	次世代育成支援対策推進協議会	次世代育成支援に関わる活動を行う関係者・関係機関により、各年度の実施内容の点検および意見交換を行う。	設置	社会福祉課	平成18年度事業の実績を評価	事業実績及び事業の推進方法について検討する	継続実施
154	次世代育成支援対策庁内推進会議	庁内における関係各課で構成し、本行動計画に基づく事業の実施状況の点検および意見交換を行う。	設置	社会福祉課	各課別調書により実施状況を把握している。	特に庁内の推進会議を設置せずに、実績は各課毎に、また推進委員会の議事録を各課に回付する。	継続実施
155	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の進捗状況を公表する。	実施	社会福祉課	窓口での配付及びホームページへ掲載し公表している。	市民の皆様に進捗状況を伝えることができた。	継続実施